　(総則)

第１条　発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別紙ペーパーレス会議システム機器更新業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、この契約を履行しなければならない。

(契約金額)

第２条　この契約に係る契約金額(以下「契約金額」という。)は、消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

(契約の保証)

第３条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、相模原市契約規則(平成４年相模原市規則第９号)第３４条各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第４項において「保証の額」という。)は、契約金額の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合のほか、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

　(秘密の保持)

第５条　受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第６条　受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添に掲げる特記事項を厳守しなければならない。

　(再委託の禁止)

第７条　受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

　(履行報告)

第８条　発注者は、必要と認めるときは、随時受注者の業務の履行状況について報告を求めることができる。

(仕様の変更)

第９条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(危険負担)

第１０条　本契約成立後、契約の目的物(以下「目的物」という。)の引渡し前に当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、当該目的物が滅失又はき損した場合におけるその危険負担は、受注者がする。

　(検査及び引渡し)

第１１条　受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から１０日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果、不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

４　目的物の引渡しは、検査に合格したときに行われたものとする。

(契約金額の支払)

第１２条　受注者は、前条第２項に規定する検査に合格したときは、所定の手続に従って契約金額の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受理した日から３０日以内に契約金額を相模原市指定金融機関において支払うものとする。この場合において、契約保証金の納付があるときは、併せて還付するものとする。

(契約不適合責任)

第１３条　発注者は、目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第１４条　発注者は、目的物に関し、第１１条第４項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(明治２９年法律第８９号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された目的物の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

　(履行遅滞の場合における違約金)

第１５条　受注者の責めに帰すべき理由により頭書の契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間後に完了する見込みのあるときは、発注者は業務を継続させ完了後受注者から違約金を徴収する。

２　前項に規定する違約金の額は、契約金額から第１１条第２項に規定する検査に合格した部分に係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年２．５パーセントの割合で計算した額とする。

　(発注者の契約解除権)

第１６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）受注者の責めに帰する理由により、契約期間内又は契約期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）前号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的が達せられないとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額を支払わなければならない。

３　第１項の規定により契約を解除された場合において、受注者は契約金額(前項に規定する検査に合格した部分を除く。)の１０分の１に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

４　前項の場合において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

５　頭書６の契約の保証金の欄で免除となったとき、第４項の規定は削除されることになるが、第１項の規定により契約を解除された場合に、第２項の規定による既履行部分に対する契約金額相当額がある場合は、契約金額相当額から第３項の規定による契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として控除した残額を発注者は受注者に支払わなければならない。ただし、違約金が既履行部分に対する契約金額相当額を超える場合は、発注者は受注者にその差額を請求しないものとする。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第１６条の２ 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項(独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治４０年法律第４５号)第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 前条第２項から第５項までの規定は、前項による解除の場合に準用する。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成２３年相模原市条例第３１号。以下本条及び次条において「条例」という。)第２条第４号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき又は法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成２２年神奈川県条例第７５号。以下本条において「県条例」という。)第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）受注者が、条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第３条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第１８条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第２条第２号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、業務に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と契約期間に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により業務に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と契約期間に関する協議を行わなければならない。

　(受注者の契約解除権)

第１９条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）仕様の変更のため契約金額が３分の１以上減少したとき。

（２）発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

２　第１６条第２項の規定は、前項の規定による契約解除について準用する。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第２０条　受注者は、第１６条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の１に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（１）第１６条の２第１項第１号から第３号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法(昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号)第６項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

（２）第１６条の２第１項第４号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２ 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第２１条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

(環境配慮事項)

第２２条　受注者は、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行わなければならない。

（１）別添の環境方針の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（２）発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

（３）契約実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）契約の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令等を順守し、適正に処理すること。

　(疑義等の協議)

第２３条　この契約条項について、発注者と受注者の相互間に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の処理)

第２４条　前条の協議によってもなおこの契約の履行につき、紛争が円満に解決できない場合は、発注者の所在地を所轄する裁判所で紛争を処理するものとする。